**事業系ごみの出し方**（店舗、会社、工場、農業、医療機関、介護関連、個人事業主、廃業ごみ　等）

令和７年２月１日改定

**事業系ごみの範囲**

高崎市では店舗、会社、工場、事務所、出荷を伴う農家、個人事業主など営利目的の活動だけでなく、病院、学校（部活・サークル含む）、官公署、社会福祉施設などの公共的サービス、また内職や昨今増加している在宅ワーク、ボランティア活動等、家庭生活以外から発生するごみを「事業活動に伴うごみ（事業系ごみ）」と位置付けています。また**廃業等で発生するごみ**も事業系ごみとして位置づけます。

すべての事業系ごみは、質や量に関わらず地域のごみステーションに出すことはできません。事業者自らの責任で適正に処理することを以下の法律で規定しています。

**事業者の責務**　※「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の第3条で規定

①事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理すること。

②事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことにより減量化に努めること。

③廃棄物の減量、その他その適正処理等について、国や市の施策に協力すること。

**【処分方法】**

**●市のごみ処理施設へ自己搬入**

●一般廃棄物収集・運搬許可業者へ処理委託

**事業系廃棄物の分類**

**事業系一般廃棄物**

※産業廃棄物以外のごみ

**事業系ごみ**

**【処分方法】**

●産業廃棄物収集運搬・処理業者へ委託

**産業廃棄物**

※法で定める20品目

※一般廃棄物・産業廃棄物のうち爆発性、毒性、感染性、その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定められたものは、それぞれ特別管理一般廃棄物、特別管理産業廃棄物に該当し、どちらも高浜クリーンセンターをはじめとする高崎市の処理施設では受け入れできません。

**【注意事項】**「事業系ごみ」の処理を委託する場合は、高崎市・群馬県で正式に許可を受けている業者に委託して下さい。無許可業者等に委託すると法律違反となり、仮に請負者が不法投棄をした場合は、依頼した側にも責任がおよび、処罰の対象となることがあります。

高浜クリーンセンターへ持ち込む場合

●**受入時間**　**午前８：３０（受入開始）～４：４５（閉門）**※令和７年２月1日条例改正による

　閉門時刻に注意し、時間に余裕を持って入場するようお願いします。

●**処理手数料**　◎100ｋｇまで無料　　◎100ｋｇを超えると　（総重量－100kg）×15円＋消費税相当額

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※令和3年10月1日条例改正による

●**注意事項**

①産業廃棄物の受入はできません。**高崎市内で発生した**「事業系一般廃棄物」及び「資源物」のみ受入

②入場の際は名刺や封筒、車検証等で会社名・所在地がわかる書類を提示して下さい。

　※ごみが発生した場所が違う場合は、発生場所の住所がわかる書類をお持ち下さい。

③**「事業系ごみ」と「家庭ごみ」を一緒に持ち込まないで下さい。（お持ち帰りとなります）**

高浜クリーンセンターからのお願い

**●高浜クリーンセンターに搬入できるもの**

右ページにありますので熟読いただき、自ら適正に搬入いただくようお願いします。（特に業種指定で産業廃棄物となるもの（下の表参照）や右ページの※印にはご注意ください。）

**●廃棄物処理法違反にご注意を（重要）**

**①　虚偽申告について**

窓口での申告時に「事業系ごみ」を「家庭ごみ」と偽ると「事業系ごみの不法投棄」となり、市として以降の搬入停止や法的措置を講ずる場合もありますので注意して下さい。「職場から出た」「自宅から出た」等の排出場所でなく、事業活動により廃棄されるものは、すべて「事業系ごみ」となりますので特に注意してください。

**②　「産業廃棄物」及び「他人ごみ」の搬入について**

建設・解体業者、福祉施設系、遺品整理業、便利屋等が市の一般廃棄物収集運搬許可を持たずに、従業員等を使って、請負先や入居者の家庭ごみを「自分のごみ」と偽り持ち込むケースが多発しています。

また産廃処理を逃れるために、建設・解体・リフォーム業者、設備屋等が、請負等で発生した木っ端や壁紙、便器、配管・配線等を「自分の家のごみ」と偽ったり、無許可の者が「安い費用で産廃処理する」などと言って、事業ごみを請け負い、同じく「自分の家のごみ」と偽り、高浜クリーンセンターなどに搬入しているケースもあります。

**当施設では①、②のような廃棄処理法違反のごみを無くすために、カメラによる車両ナンバー、やり取りの録音・録画、ごみの中身の確認を実施しています。状況により申告や発覚した住所、解体現場と思われる場所の現地確認も実施しており、悪質と思われるケースは警察へ通報しています。**

**このような搬入行為を行わないようお願いすると同時に、業者に処理を依頼している場合でも、産廃はマニュフェストがあるか、委託している業者に正式な許可証があるか等、自らの廃棄物が適正に処理されているか確認して下さい。**

**産業廃棄物になるもの（自ら処理業者に委託する）**

すべての事業活動から発生するもの

①燃えがら　②汚泥　③廃油　④廃酸　⑤廃アルカリ

⑥廃プラスチック類（合成繊維、合成ゴムなど含む）

⑦ゴムくず（天然ゴムくずに限る）⑧金属くず　⑨ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず　⑩鉱さい　⑪がれき類

⑫ばいじん

※「木製パレット」は業種指定が無いので、全て受け入れできません。

排出する業種が限定されているもの

⑬紙くず（建設業、パルプ製造業、製紙業、製本業など）⑭木くず（建設業、木材製造業、木製品製造業など）⑮繊維くず（建設業、繊維工業に係る天然繊維）⑯動植物性残さ（食品製造業、医薬品製造業、香料製造業）⑰動物性固形不要物（と畜場、食鳥処理場）⑱動物のふん尿（畜産業）⑲動物の死体（畜産業）

⑳　上記①から⑲の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記に該当しないもの

高浜クリーンセンター　０２７－３４４－２５３０